

美里町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和4年7月25日

美里町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

美里町においては、地域の実態に応じた取り組みを推進し、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農地利用最適化推進委員を置かないこととした本町においては、農業委員が農地利用最適化推進委員の役割も担いながら活動し、農地等の利用の最適化を進めるよう、法第7条第1項に基づく美里町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とあわせて令和12年度を目標年度とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積として定める。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	h a 4, 9 4 0	h a 2. 9 5	% 0. 0 6
3年後の目標 (令和7年3月)	h a 4, 9 4 0	h a 1. 9 0	% 0. 0 4
目 標 (令和13年3月)	h a 4, 9 4 0	h a 1. 0 4	% 0. 0 2

*目標最終年度については、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は「ゼロ」を目標とする。(全国農業会議所 H26.2.13)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員は農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

○利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④農地中間管理事業の借入基準に適合しない遊休農地についての対応について

○農地利用状況や利用意向に応じて、農業公社の登録農地への登録や農業委員会の相談カードへの記載により、農業委員及び農地コーディネーターが連携した現地活動を支援する。

なお、耕作が見込まれない農地については、農地に該当するか否かを、適切に判断する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

担い手への農地利用集積面積は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積として定める。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	h a 4, 9 4 0	h a 3, 9 8 6	% 8 0 . 7
3年後の目標 (令和7年3月)	h a 4, 9 4 0	h a 4, 1 4 0	% 8 3 . 8
目 標 (令和13年3月)	h a 4, 9 4 0	h a 4, 4 5 0	% 9 0 . 0

* 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は「80%」（宮城県は90%）を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン（農業地域マスタープラン）」の積極的な参画について

地域における人と農地の問題の解決のための「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」へ、農業委員の立場で積極的に参加し、認定農業者等地域の中心となる経営体それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成・見直しに協力する。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「人・農地プラン」と農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て、県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年3月)	2人 (0.6ha)
3年後の目標 (令和7年3月)	3人 (1.5ha)
目 標 (令和13年3月)	4人 (2.0ha)

*新規参入の促進については、適切な参入者を受け入れられるよう、これまでの実績を踏まえ、取組みを進める中で目標を定める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

町、農協、県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農者等について

農業委員が農地のあっせんや、新規就農イベント等に参加し、情報の収集に努め、円滑に就農できるよう助言する。

③農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員は、地域の新規参入者あるいは参入して数年の農業者や法人を訪問し、経営の状況や農地に関する要望等の情報収集とその情報に基づいたサポートを行う。

○農業委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。